

南丹市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

南丹市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	1
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1. 計画の趣旨・現状

(1) 趣旨

南丹市における教育の質の向上を目的とし、学校と教育委員会が一体となり学校現場における業務改善を推進するため、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、および文部科学大臣の指針に基づき、本計画を策定する。

本計画により、教職員の担う業務を見直し、時間外勤務時間の縮減を進める一方で、自己研鑽に励む時間や教職員間の交流や研修の時間を確保して児童生徒に関わる時間を生み出し、保護者や地域の理解を得ながら、教職員の業務改善を進めていく。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年3月に教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「南丹市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月39.21時間	33.9%	2.4%
中学校	月44.14時間	50.0%	6.3%

時間外在校時間が45時間を上回る割合が小学校で33.9%、中学校で50.0%と多くなっている。教職員の担う業務を見直し、時間外勤務時間の縮減を進める一方で、自己研鑽に励む時間や教職員間の交流や研修の時間を確保する等、児童生徒に関わる時間を生み出し保護者や地域の理解を得ながら、教職員の業務改善を進める必要がある。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア. 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合が 100%となるよう目指す。

イ. 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

ア. 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。

イ. 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア. 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
また、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間の見回りについては、保護者・地域住民が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。

補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

(ウ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となつて行うものとする。

イ. 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答

調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

(イ) 校内清掃

児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得るとともに、回数・範囲の合理化を図る。

(ウ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成

事務職員等が積極的に参画するとともに、共同学校事務室での連携、交流を通して負担の軽減を図る。

(エ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

教育委員会と連携を図りながら、教育委員会が契約するヘルプデスクを積極的に活用する。

(オ) 校舎の開錠・施錠

教頭に固定せず、役割分担の見直し等を促進する。

(カ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮

学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番による負担軽減を促進する。

(キ) 部活動

各校の学校運営協議会等を中心に、「これからの部活動」をテーマに生徒を交えた熟議を行い、地域の力を活用して学校独自の取組を展開するとともに、ボランティアを含めて部活動指導員等の充実を図り、教職員の負担軽減につなげる。

ウ. 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備、学習評価や成績処理

授業準備や採点作業等を補助するための教員業務支援員を全校に配置する。

ICT等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。

(イ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(ウ) 学校行事の準備・運営

関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や教員業務支援員との協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

ア. 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ. 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ. デジタル技術の活用により校務の効率化を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア. 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ. 終業から始業までに 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

ウ. 心身の健康問題について相談窓口を設置する。

エ. 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

ア. 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、南丹市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告することとする。

イ. 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保について、関係部局・関係機関とともに取り組む。

ウ. 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握する。

エ. 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や業務の持ち帰り、休憩時間の確保等が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

オ. 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに府教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修やメンタルヘルスを活用し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

カ. 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。